

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路線名</p>	<p>県道春日部菖蒲線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市内牧三五三一番一地从先から 同市内牧三五三五番四地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年六月二十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十四年十一月二十六日付け埼玉県告示第 二千百八号で告示した 道路予定区域の一部供 用開始である。 延長九八・〇〇メートル。</p>